令和7年8月20日法務省矯正局

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設(令和7年6月1日施行)

□ 刑法等の一部を改正する法律(令和4年6月13日成立)により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前(令和7年5月31日まで)	改正後(令和7年6月1日から)
○刑法 (懲役)	○刑法 (拘禁刑) ( 1 2 2 7 ( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
第12条 (略) 2 懲役は、刑事施設に拘置して <b>所定の作業を</b> <b>行わせる</b> 。	第12条 (略) 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、 <b>改善更生を図るため、</b>
(禁錮)	必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが できる。
第13条 (略) 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。	第13条 削除

## 懲 役

作業が刑の本質的要素であるため、<u>どの受刑者も一定の</u>時間を割かなければならない。

#### 【課題】

改善更生や社会復帰のために<u>必要な指導等を行う時間を</u> 確保することが困難な場合あり。

## 禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

#### 【課題】

<u>改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業</u>であっても、 本人が希望しない限り実施させることができない。

#### 拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために 必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

Point

#### 

作業の実施が前提ではなくなり、<u>改善更生等の必要性</u> に応じて実施を検討することが可能に。

## 

作業や指導等の<u>実施時期や割合、組合せ等を重視</u>し、 個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

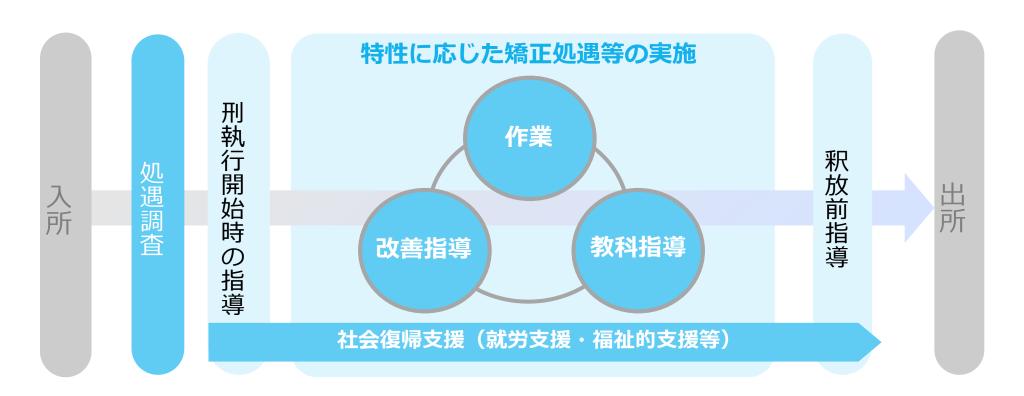
#### ✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、<u>受刑者自身に</u> その重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

## 刑事施設が果たすべき役割

受刑者が自ら犯した罪や被害者の方々の心情等に向き合って改善更生するべく、矯正 処遇等を行うことで、釈放後、再び罪を犯すことなく、新たな被害者を生み出さない ようにします。

## 拘禁刑下の矯正処遇等



## 拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

## 入所

#### 処遇調査の充実

- ○心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- ○アセスメントツールを改訂
- ○少年鑑別所の鑑別機能も活用
- **→ 特性を把握するためのアセスメント機能を強化**

#### 矯正処遇課程(24課程)の新設

- ○特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型(矯正処遇課程)を新設
- ○各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇
  - → 特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施

## 矯正処遇の充実

#### 作業

内容や方法の充実を図り、 受刑者の特性に応じて 必要なものを組み合わせて実施

### 改善指導

教科指導

## 社会復帰支援の充実

## 就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、 住居・就業先・福祉サービスの確保など 釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、 自主的・意欲的に取り組めるよう 動機付けのための働き掛けを強化

出所

## 集団編成の見直し

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実現するために、矯正処遇課程を導入

#### これまでの集団編成

# 犯罪傾向の進度(再犯の可能性等)によって受刑者を分類し、集団を編成して処遇



低 犯罪傾向の進度 (再犯の可能性等)

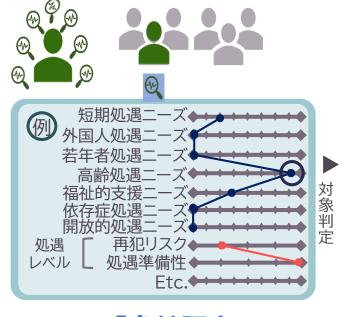
## いわば「単軸評定」

保安上のリスクの高い者に合わせた規律秩序を過度に重視した画一的な処遇にならざるを得ない編成

#### 拘禁刑下の集団編成

## 処遇指標の指定

矯正処遇等の効果的な実施を図るため、**受刑者の年齢、資質、環境その** 他の事情に応じた処遇指標を指定



## いわば「多軸評定」

心理専門官を中心に多職種の職員が 関与するなど**アセスメント機能も強化** 

## 矯正処遇課程

受刑者ごとの特性等に応じた処遇類型 「矯正処遇課程」を新設(以下は一例)

短期処遇課程



<u>依存症回復</u> <u>処遇課程</u>



高齢福祉課程



一般処遇課程



- ・高齢、障害等の受刑者の特性に応じた基本的な 処遇類型を設け、処遇の目標、作業と指導の 組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定
- ・この類型に基づいて集団を編成しつつ、個々の 事情も考慮して処遇を実施

受刑者の特性に応じた処遇を 効果的・効率的に 実施することが可能に

## 矯正処遇課程の新設

#### 24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

240%正処週沫性のプラ取し必安住が同い沫性でエフ指定し、当該場正処週沫性で中心に処週で美心								
	課程名	対象者			課程名	対象者		
D	<b>拘留課程</b> Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者	HEW	0	開放的処遇課程 Open	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込 まれる者、交通事犯集禁対象者		
Jt	<b>少年院在院受刑者処遇課程</b> Juvenile Training	16歳未満の少年のうち、少年院におけ る矯正教育の効果が期待できる者	HEW	ST	<b>短期処遇課程</b> Short Term	執行すべき刑期が6月未満の者		
I	禁錮課程 Imprisonment	禁錮受刑者	HEW	A	<b>依存症回復処遇課程</b> Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に 行うことが相当と認められる者		
F	外国人処遇課程(一般) Foreigner	日本人と同一の処遇が困難な者	HEW	DS	<b>高齢福祉課程</b> Daily care-Senior	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体 障害等により自立した生活を営むことが困 難な者		
FX	<b>外国人処遇課程(特別)</b> Foreigner X	外国人処遇課程対象者のうち 処遇上特別の配慮を要する者	HEW		福祉的支援課程 (知的障害・発達障害)	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者		
FZ	<b>外国人処遇課程(条約)</b> Foreigner Z	外国人処遇課程対象者のうち その処遇に当たって条約や協定に定め がある者	HEW	DH	Daily care-Handicapped			
		7,000			福祉的支援課程 (精神上の疾病又は障害)	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、 医療刑務所等に収容する必要性は認められ		
J	<b>少年処遇課程</b> Juvenile	少年院収容を必要としない少年		DM	Daily care-Mental disorder	ないものの、自立した生活を営むことが困 難な者		
Υ	<b>若年処遇課程1~3</b> Young	20歳以上26歳未満で処遇レベルが 1~3の者						
L	<b>長期処遇課程1~4</b> Long	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1~4の者	H		レベル1 ( レベル2 (	リスク       処遇準備性         5       高         C       中~低		
G	一般処遇課程 1~4 General	他の課程に該当しない処遇レベル1~ 4の者			レベル3 品 レベル4 品	高 高~中 高 低		

(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度

## 特別コースの新設

指定された矯正処遇課程にかかわらず、特別な目的のために、ある一定の期間に限って集中的に特定の矯正処遇等を実施



## 農業ビジネスコース

農産物の生産並びに生産物の加工及び販売 企画等の実践を通じて、出所後の農業その 他農業に関連する産業へ就労に向けた処遇



## 社会生活移行処遇コース

刑の執行以前からの社会変化への適応及び出所 後の円滑な社会生活への移行を目的としておお むね6月程度、開放的な環境の下での処遇



## 少年・若年ユニット型処遇コース

心身が発達段階にあって、可塑性に富む などの特性に特に配慮した処遇



## 教科指導集中処遇コース

補習教科指導又は特別教科指導を集中的に実施

## 対象者を女性受刑者に拡大 ~松本少年刑務所~

#### 〇1年間の集中した補習教科指導

公立の中学校の分校を刑務所内に設置し、全国の義務教育未修 了者等のうち希望する者を募集し、1年間、文部科学省の定める 学習指導要領を踏まえ、集中した教育を実施。

#### 〇令和6年4月に女性受刑者が入学

中学校の教育を学ぶ機会を、これま での男性受刑者に加え、女性受刑者に も拡大。





## サステナブル作業コース

施設所在地域の団体等と連携の上、社会的課題の解決に資する作業の実施を通じて、出所後社会に貢献する 人材となるために必要な知識及び技能を習得

## サーキュラーエコノミークラス

企業、団体等と連携し、施設所在地等で採取される資源の保全、同資源等に係る普及活動その他の地域課題の解決に貢献 ▶喜連川社会復帰促進センターにおける在来種の動植物(カワラノギクなど)の保全等

## ものづくり人材養成クラス

伝統工芸その他の施設所在地等における後継者の不足が課題である地域特有の作業等の実施を通じ、高度な専門的知識及び技能を習得させるとともに、地域の企業、団体等と連携の上、製品開発等を行う

▶青森刑務所における伝統産業(津軽塗) 等

## 拘禁刑下の作業

## I

#### 作業の意義・目的

作業は、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合に行わせることができるため、その必要性に応じた実施目的を明確化する必要がある。

#### これまで

懲役の本質的要素であるため、作業を行うこと が目的化

#### 拘禁刑

作業の必要性が認められた受刑者について、どのような 作業に就業させることが適切か、また、その作業は、どの ような処遇効果が期待できるかを明確化

## 作業の名称

作業の実施が必要と認められる受刑者に、どのような目的で、どのような効果を期待するのか、名称も明確化する必要がある。

#### これまで

懲役は、作業の実施が前提であるため、国側から 見た作業の態様に応じた名称

【生産作業、自営作業など】

#### 拘禁刑

特別改善指導「薬物依存離脱指導」等のように、その実施目的や意義が明確な名称となるように変更

【基礎的作業、機能別作業(コミュニケーション能力等向上作業)など】

※事務手続上の名称は継続



#### 受刑者への働き掛け

作業を行うことの必要性を自覚させ、自主的に作業に取り組む意欲を育み、作業を通して、社会生活に適応する能力を 育成する必要がある。

#### これまで

指定された作業を黙々と「行わせること」が目 的化し、自主性等を養成する働き掛けが不十分

#### 拘禁刑

作業の動機付けを十分に行い、就労意欲を喚起した上で、個々の特性に応じた作業を適切に課す。

## 拘禁刑下の作業~作業の名称~

#### これまでの種類

#### 生産作業

主に民間企業等との契約に基づき、物品を製作する作業及び労務を提供する作業



#### 自営作業

施設内における炊事、 洗濯、清掃、介助等の経 理作業、建物等修繕等の 営繕作業



#### 社会貢献作業

社会に貢献していることを実感することにより 改善更生等に資する作業



#### 職業訓練

職業に関する免許・資格等を取得・習得させる ために行う訓練



#### 拘禁刑下の作業の種類

## NEW

#### 基礎的作業

- ・ <u>社会人として、勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身</u> に付けさせる。
- ・ 作業を、自律性の度合い、集団の中での役割、責任の軽重等によって三段階(作業区分)に 区分し、その区分に応じて設定された目標に向け、職業上の基礎的能力を身に付けさせていく。

#### 作業区分 I

規則正しい勤労習慣を身に付けたり、途中で投げ出さずに 忍耐強く作業に取り組む 等

#### 作業区分Ⅱ

定められたルールを自らの意思で守り、設定された作業上の目標に取り組む姿勢を養う等

#### 作業区分皿

状況に応じて適する方法等を 選択して作業を行い、自ら設 定した目標に取り組む 等



#### 機能別作業

・特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に実施

#### コミュニケーション 能力等向上作業

出所後の就労や就労の 定着のために必要とさ れるコミュニケーショ ン能力や課題解決能力 等の向上を図る。

全国71庁で実施

## 機能向上作業(基礎的作業移行・社会参画課程)

作業療法士等による定 期的な助言や指導を受 け、認知機能及び身体 機能の維持、自己肯定 感の向上を図る。

主に高齢福祉課程及び福祉的支援課程で実施

#### チーム参加・管理能力等 養成作業

課題の設定、商品等の 企画、製造、販売、振 り返りまでを実践的に 体験させ、組織やチー ムを管理・運営してい く能力等を養成する。 川越少年刑務所で試行

#### キャリア開発・実践作業

社会参加体験を通じて、 身体機能や社会適応能力 を向上させ、新たなキャ リア開発を図る。

主に開放的処遇課程で実施

社会貢献作業 (継続)

外部通勤作業(継続)

## 職業訓練

・出所後の就労への準備を進める既存の取組を職業訓練の種類として整理、種目等の見直しも継続

標準職業訓練 (継続)

専門職業訓練 (継続)

#### 復習的訓練

・釈放3か月前の訓練 修了者を対象に復習を 実施

## 就労準備職業訓練

職場体験訓練

・就労内定企業等の見学・体験等

#### <u>就労移行訓練</u>

・協力雇用主等の求め る技能の習得

8

## 拘禁刑下の作業~受刑者への働き掛け~

## 作業の動機付け

受刑者に作業を実施させる場合は、作業に取り組む上での目標を持たせ、又は受刑者自身に目標を考えさせるなどして作業に取り組ませた上、定期に振り返りを行わせることによって、改善更生や円滑な社会復帰に向けた動機付けを高めていく。 動機付けは、第一次から第三次までの三段階で行い、第三次動機付けは、出所までの間、モチベーションを維持するように実施する。

## 第一次動機付け





刑執行開始時指導の一環として、施設内における作業内容等を説明する際に併せて講義形式で実施

#### 第二次動機付け





作業を指定された際に、受刑者個々の特性に応じ、面接形式等で動機付けを行い、 目標を設定

## 第三次動機付け



定期に自分自身の振り返り、自己評価を 繰り返し、都度、多様な方法で動機付け を行い、次期の目標を設定

#### 職員による声掛け、民間企業等の講話・指導を通じたモチベーションの維持

動機付け、個々の作業への小目標の設定と、その振り返りを繰り返し、スモールステップで、矯正処遇の目標(大目標)の達成を目指す。

## 特別改善指導の充実

## 薬物依存離脱指導



薬物依存の認識等を理解させ、断薬への動機付けを図り、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる。

## 暴力団離脱指導



暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。

## 性犯罪再犯防止指導



性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るととも に、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

## 被害者の視点を取り入れた教育



被害者の命を奪うなどの罪を犯した者に対し、被害者及びその遺族等の心情を認識させ、謝罪及び被害弁償の具体的な方法について考えさせる。

## 交通安全指導



交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、 責任観念、人命尊重の精神等を涵養する。

## 暴力防止指導



自己の暴力に至るパターンを理解し、自己の暴力及び事件による被害者に対する影響及び責任を認識させ、適切に自己の考え及び感情等を表現するための具体的な方法を習得させる。

## 特別改善指導の充実策の例

## 薬物依存離脱指導の実施体制強化

#### 〇対象者のアセスメントの充実

再犯リスクと薬物依存の重症度を組み合わせた密度別指導コースを指定。

#### ○移行プログラムの開発

必要な者を社会内の治療・支援等に 確実につなげることによって再犯防止 効果を高めるためのプログラムを開発。



## 暴力防止指導の新設

#### 〇実施施設・指導対象者を拡大

一部の刑事施設で実施していた、一般改善指導「暴力防止プログラム」を改訂し、特別改善指導として位置付け、実施施設を全施設(女性刑事施設含む。)に拡大。

#### 〇個々の問題性に応じた指導

暴力全般の問題を扱う「コアプログラム」、個別の問題を扱う「オプションプログラム」を設け、オプションプログラムでは、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどの問題に対応するプログラムを新設。

## オープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の推進

## オープンダイアローグとは

フィンランド・西ラップランド地方のケロプダス病院で行われていた精神疾患、特に統合失調症患者のケアの技法と臨床思想。 20年間の実践で統合失調症の発病率を低減。対象は統合失調症に限定されない。

## オープンダイアローグの中心的な考え方

## 夠語莫踐

- ➤協働
- ▶不確実性に耐える
- ▶対話を目的とする
- ▶全ての人の声を聴く
- ▶リフレクティング・ トーク
- ▶オープンな意思決定

## 世界觀

- ▶他者に耳を傾け、 かかわり、応答する
- ▶現実を共に作り上げる
- ▶システムと組織全体に 考え方を浸透させる
- ▶関係的・文脈的な アイデンティティ

## サービス

## 提供型システム

- ▶二ーズ適合
- ▶チームワーク
- ▶即時援助
- ▶家族とネットワークの重視
- ▶柔軟性

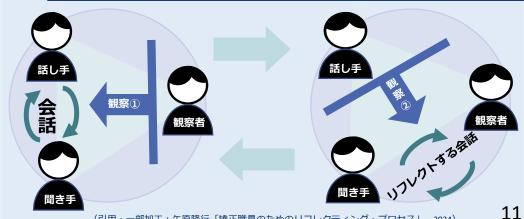
## 一般改善指導「対話」の新設

受刑者が自身のことを語ることをもって、自身の状況を認識させ、課題を克服するための援助が得られることを実感させることで、更生への動機付けを高めること等が目的。

その具体的内容の一つである「対話実践」に、オープンダイアローグの手法や 考え方を導入。



## 三者による最小構成のリフレクティング・トーク



## 被害者等の心情等を考慮した矯正処遇

自らの問題性、犯した罪や被害者等の心情等に向き合うよう、働き掛けを強化

## 被害者等の心情等の把握

- ➤ 被害者関係調査
- ➤ 被害者等の心情等の聴取・伝達制度

#### 反映

- 被害者等の被害に関する心情
- 被害者等の置かれている状況

#### 等

## 処遇要領 (例)

#### ◎矯正処遇の目標

▶ 自己の問題点を認識し、被害者等の心情を踏まえ、 自己のとるべき行動を具体化する。

#### ◎矯正処遇の内容・方法

- ➤ 特別改善指導 被害者の視点を取り入れた教育
- ➤ 一般改善指導 対話
- ➤ 一般改善指導 被害者心情理解指導

#### ◎矯正処遇実施上の留意事項

→ 被害者等の峻烈な心情を踏まえ、その心情を時間を かけて理解できるよう処遇を行いたい。

## 改善指導

#### ○特別改善指導(被害者の視点を取り入れた教育)

- ▶ 入所後の早期から被害者等について考える機会を設けるとともに、 謝罪及び被害弁償についての自覚を深めさせ、その方法を具現化させる 指導を釈放に至るまで継続して実施(令和5年12月~)
- ◆導入プログラム (刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施) 受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。
- ◆準備プログラム (本科プログラム開始までの間、年1回以上実施) 被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らの贖罪の在り方を模索させる。

#### ◆本科プログラム

犯した罪の大きさや被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに 聴取した心情等を認識させ、被害者等に誠意を持って対応していくとともに、 再び罪を犯さない決意を固める。

◆継続プログラム (本科プログラム終了後、年1回以上。釈放前おおむね1年間は2回以上。) 再び罪を犯さない具体的な方法を考えさせるとともに、被害者等に対する謝罪 や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

#### ○一般改善指導(被害者心情理解指導)

★ 被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取・伝達制度でお伺いした心情等を理解させ、罪の意識や慰謝の気持ちをかん養する指導を実施

一般改善指導「対話」も適宜組み合わせながら、 在所期間を通じて継続的に指導を実施

## 社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化(令和5年12月施行)

→ 内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施

#### 多職種連携によるチーム処遇の実施

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に 高い者に対して、「個別支援処遇推進チーム」による多職種の 職員でのチーム処遇を実施

→ 本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能に

#### 【対象受刑者】

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 など



定期的にケース会議を実施

## 就労支援

#### ○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、 事業主との採用面接を実施

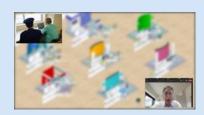
#### ○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、 就労で必要とされる心構えや行動様式を習得

#### ○民間の団体や企業と連携した就労支援

#### ≪職親プロジェクト≫

- ・出所時に働く場を提供
- ・メタバース空間における 仕事フォーラム(受刑者が参加 する企業説明会)を実施



#### ≪民間企業が開発したプログラム≫

(株) リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを 生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

## 福祉的支援

- 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービス のニーズを早期に把握
- 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と 連携した出所後の福祉サービス調整
- 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整
- 高齢又は障害のある受刑者に 対する、社会適応に必要な基礎的 知識・能力を身に付ける指導を 実施



## 拘禁刑下における処遇イメージ



## 拘禁刑下における処遇イメージ



15